原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令

（定義）

第一条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　加工事業者　原子力災害対策特別措置法（以下「法」という。）第二条第三号イに掲げる者をいう。

二　原子炉設置者　法第二条第三号ロに掲げる者をいう。

三　貯蔵事業者　法第二条第三号ハに掲げる者をいう。

四　再処理事業者　法第二条第三号ニに掲げる者をいう。

五　廃棄事業者　法第二条第三号ホに掲げる者をいう。

六　使用者　法第二条第三号ヘに掲げる者をいう。

七　空気中濃度限度　試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）第十四条第四号、核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）第二条の五第十二号及び第四条第四号、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）第七条の八第四号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）第十五条第四号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）第十九条第四号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）第三十三条第四号、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十二号）第三十五条第四号、研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）第三十四条第四号並びに核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）第六十一条第四号の原子力規制委員会が定める濃度限度に係るものをいう。

八　水中濃度限度　試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十四条第七号、核燃料物質の使用等に関する規則第二条の五第十二号及び第四条第七号、核燃料物質の加工の事業に関する規則第七条の八第七号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第十五条第七号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第十九条第六号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第三十三条第六号、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第三十五条第六号、研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第三十四条第七号並びに核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則第六十一条第六号の原子力規制委員会が定める濃度限度に係るものをいう。

九　原子炉制御室　発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和四十年通商産業省令第六十二号）第二十四条の二第一項、試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和六十二年総理府令第十一号）第二十四条第一項（第四十一条及び第五十一条において準用する場合を含む。）及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（平成十二年総理府令第百二十号）第二十六条第一項（第四十一条において準用する場合を含む。）に規定する原子炉制御室をいう。

十　制御室　再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和六十二年総理府令第十二号）第十五条第一項に規定する制御室をいう。

2　前項に規定するもののほか、この省令において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（原子力防災要員）

第二条　法第八条第三項の原子力防災要員は、次に掲げる事項に関する業務ごとに当該業務を的確に遂行するために必要な二名以上の者を置かなければならない。

一　原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第百九十五号。以下「令」という。）第四条第四項各号に掲げる事象（以下「特定事象」という。）が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理並びに内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に係る特定事象の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整

二　原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換並びに緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策についての相互の協力

三　特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報

四　原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握

五　原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施

六　防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧

七　放射性物質による汚染の除去

八　被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施

九　原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送

十　原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従業者等の避難誘導

2　前項の規定に基づく原子力防災要員の配置は、原子力災害が発生した場合に直ちに前項に掲げる業務を行えるものでなければならない。

3　法第八条第四項の規定による届出は、原子力防災要員を置いた日から七日以内に、別記様式第一の届出書によってしなければならない。これを変更したときも同様とする。

（原子力防災管理者等の選解任届）

第三条　法第九条第五項の規定による届出は、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者を選任又は解任した日から七日以内に、別記様式第二の届出書によってしなければならない。

（中性子線の測定）

第四条　令第四条第三項の規定による中性子線の測定は、中性子線（自然放射線によるものを除く。）が検出されないことが明らかとなるまでの間、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令（平成二十四年文部科学省・経済産業省令第四号）第四条第一項の規定により備え付けることとされた中性子線測定用可搬式測定器によって、瞬間ごとの中性子線の放射線量を測定し、一時間当たりの数値に換算することにより行うものとする。

（通報すべき事象）

第五条　令第四条第四項第二号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあっては、次の表の上欄に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、検出についてはそれぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。

一　検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類の放射性物質である場合	イ　濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、放射性物質の種類に応じた空気中濃度限度を排気筒その他これらに類する場所における一秒間当たりの放出風量で除して得た値に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	イの値を十分間以上継続して検出すること。
	ロ　放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、放射性物質の種類に応じた空気中濃度限度に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ　水中の放射性物質にあっては、放射性物質の種類に応じた水中濃度限度に五十を乗じて得た値	ハの値を十分間以上継続して検出すること。